

公益社団法人香川県看護協会 総会運営規則

(総則)

第1条 公益社団法人香川県看護協会の総会議事運営に関しては、定款及び定款細則によるほか、この規則の定めるところによる。

(登録)

第2条 会員は、総会当日開会定刻までに議場に到着し、登録を受けなければならない。

(着席)

第3条 出席会員は、指定された席に着席する。

(議長承認前の進行)

第4条 議長が承認されるまでの間、会長の指名した者が会の進行を司るものとする。

(開会)

第5条 定款第17条に定める定足数が満たされたときは、前条に規定する者は会長の指示により開会の宣言をする。

(議長団の承認)

第6条 議長は2名とし、総会前の理事会で会員の中から選出し、会長が議長団の承認を受けなければならない。

(議長団の着席)

第7条 議長団は議席に着席する。

(議案の提出)

第8条 総会に付議する議案は、会長より文書をもって議長に提出しなければならない。

(主旨説明)

第9条 議長は、提出された議案についてその提出者に主旨説明を行わせた後、その審議に入る

ものとする。

(発言)

第10条 会員が発言しようとするときは、挙手又は発言カードを上げ、議長から指名を受けた後発言する。発言に先立ち、自分の氏名と所属を明確にしなければならない。

2 2名以上の発言を求める者があるときは、議長は原則として、先に発言を求めた者から許可するものとする。

3 議長が討論のため発言しようとするときは、会員席に着き、議長席には代理者を着かせなければならない。

4 議長が討論に参加したときは、その議題の表決が終わるまで議長席に復することができない。

(質疑)

第11条 出席会員は、議案について自由に質疑することができる。

(討論・採決)

第12条 議長は、質疑が終わったときは、質疑の終結を宣言し、議案を討論に付さなければならない。

2 議長は、討論が終結したときは、討論の終結を宣言し、議案の可否を採決する。

(動議の提出)

第13条 議長は、出席会員より動議の提出があった場合は、会議に諮り、会員の賛成を得た後議題とする。

(優先動議)

第14条 次の動議は他の議事に優先して取り扱い、少なくとも賛否各1名の討論の後、直ちに採決に入らなければならない。

(1) 議事の進行、討論の打ち切り、休憩又は休会の動議

(2) 議長不信任

(3) 大会の秩序保持に関する動議

(議案の修正)

第 15 条 議案を修正しようとする出席会員は、10 名以上の賛成を得て、修正案をあらかじめ議長に提出し、その主旨を説明しなければならない。

- 2 議長は、討論の終結後、前項の修正案につき、まず採決しなければならない。
- 3 同一議案について数個の修正案が提出されたときは、議長が採決の順序を決める。
- 4 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(秩序の維持)

第 16 条 会員が議長の許可を受けずに発言し、その他会議の秩序を乱し、又は品位を傷つける行為があったときは、議長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

(閉会)

第 17 条 議題に供した議案の議事が全部終了したときは、議長は議事の終了を宣言する。

(議事録)

第 18 条 議事録には、下記の事項を記載する。

- (1) 会議の日時、場所及び目的
- (2) 出席した会員数、役員及び議長団の氏名
- (3) 会長又は役員の報告事項
- (4) 会議に付された議題

(5) 議題となった動議及び動議者の氏名

(6) 議事及び発言の要旨

(7) 決議事項

(8) その他議長において必要と認めた事項

(特別委員会)

第 19 条 議案の調査、文案の起草又は議事運営に関し、必要あるときは議長は会議に諮り、議事付託に関する特別委員会の設置を会長に求めることができる。

- 2 会長は、前項の求めがあった場合は、特別委員会を設置し、これに議題を付託しなければならない。

(会務に関する質問)

第 20 条 出席会員が、会務について質問しようとするときは、あらかじめその主旨を議長に通告しなければならない。

- 2 議長は、前項の質問に対して会議に諮り、その取り扱い及び討議の時期を決する。

(改廃)

第 21 条 この規則の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。